

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令の番号	昭和26年法律第45号		
不利益処分の種類	補助金等の返還命令	根拠条項	第58条第3項		
処分基準	<p>社会福祉法人に交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができるのは、社会福祉法第58条第2項に規定する次の措置に従わないときのみである。</p> <p>1 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。</p> <p>2 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。</p> <p>3 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課	目次 NO